

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

(令和4年度(2022年度) 東部環境工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である東部環境工場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分	月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計	
		焼却量	1号炉	t	4,691.18	5,877.32	7,261.74	6,498.46	7,727.55	6,055.46	6,357.38	7,354.45	8,245.08		7,077.29
	2号炉	t	7,553.52	2,852.11	5,121.72	6,692.05	3,597.17	6,263.25	7,480.53	5,839.43	1,722.62	2,003.32	2,230.73	8,378.34	59,734.79
合計焼却量	t		12,244.70	8,729.43	12,383.46	13,190.51	11,324.72	12,318.71	13,837.91	13,193.88	9,967.70	9,080.61	2,230.73	11,786.98	130,289.34

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値) ■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

項目	月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度平均値	
		燃焼室中の燃焼ガス温度※1	1号炉	°C	884	940	949	928	941	940	943	947	946		943
	2号炉	°C	977	977	969	947	956	967	962	976	954	955	994	992	969
集じん器に流入する燃焼ガス温度※2	1号炉	°C	170	171	170	169	171	169	170	170	170	169	-	168	170
	2号炉	°C	170	170	168	168	168	168	170	169	167	167	169	169	169
排ガス中のCO濃度※3	1号炉	ppm	6	4	1	0	1	0	1	1	2	1	-	11	3
	2号炉	ppm	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
備考			連続測定	連続測定											

※1 別紙フロー図上の①にて測定  
 ※2 別紙フロー図上の②にて測定  
 ※3 別紙フロー図上の③にて測定

※1号炉休炉(2月)

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 ス 関係

項目	1号炉	2号炉
冷却設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉						2号炉					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガスを採取した年月日			2022年5月27日	2022年7月8日	2022年9月14日	2022年11月25日		2022年6月10日	2022年8月5日	2022年10月27日	2023年3月1日			
結果が得られた年月日			2022年7月5日	2022年8月5日	2022年10月27日	2022年12月21日		2022年7月8日	2022年9月14日	2022年12月5日	2023年3月28日			
ばいじん濃度※4	0.08以下	g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満			
塩化水素濃度※4	700以下	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	1未満	13	3	2		1未満	4	38	8			
	****	ppm	1未満	7	2	1		1未満	3	27	4			
窒素酸化物濃度※4	250以下	ppm	140	85	80	140		150	160	160	180			
硫黄酸化物濃度※4	K値14.5で測定される排出基準	m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	131.14	131.69	134.75	142.69		137.56	141.25	139.54	139.83			
	測定値	m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	0.05未満	0.05未満	0.06未満	0.06		0.11	0.12	0.12	0.43			
		ppm	1未満	1未満	1未満	1		2	2	2	7			

※4 別紙フロー図上の④にて測定

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉		2号炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			2022年6月29日	2022年11月1日	2022年7月1日	2022年11月2日
結果が得られた年月日			2022年8月25日	2022年12月23日	2022年8月25日	2022年12月23日
排ガス中のダイオキシン類濃度※4	1.0以下	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.00087	0.015	0.22	0.017

※4 別紙フロー図上の④にて測定

【検査項目等の説明】

- ・ばいじん : ものが燃焼する際に発生するすす、完全に燃焼した灰分、燃焼・熱分解による固形粒子をいう。
- ・塩化水素 : 刺激臭を有する無色の気体で、塩化ビニル樹脂などの燃焼の際に発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。
- ・窒素酸化物 : 燃料などの燃焼に伴って発生する。発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設など多種多様である。
- ・硫黄酸化物 : 燃料などに含まれている硫黄分が燃焼の際に酸素と結合して発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。
- ・ダイオキシン類 : ものが燃焼する際に発生する有機化合物で、ごみ焼却、野焼きなど様々な発生源から副生成物として発生し、たばこの煙や自動車の排出ガスにも含まれる。自然界でも発生することがあり、森林火災、火山活動なども生じるといわれている。